

中城村シェアサイクルモデル事業 公募型プロポーザル実施要領

中城村第四次総合計画に掲げる「利便性に優れ、快適な暮らしを創出できる村」の実現に向け、公共交通の機能を補完する新たな交通サービスとしてシェアサイクルの利用を促進することにより、公共交通の利便性、村民や来村者の回遊性など移動環境の向上を図り、地域活性化を目指します。

本事業においては中城村南上原地域をモデル地域として位置づけ、中城村にて自転車を購入し、利便性の高いシェアサイクル事業を展開する事業者を公募します。

1 事業概要

別添「中城村シェアサイクルモデル事業 仕様書」のとおり

2 シェアサイクル自転車(備品)購入上限額

5,747,500 円(消費税及び地方消費税含む)

3 協定の締結

選定された事業者は、中城村と協議の上、速やかに中城村シェアサイクルモデル事業運営に関する協定(概ね5年間、双方合意の上で期間を更新する。)を締結することとします。なお、選定された事業者が協定締結までに以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことができるものとします。

- (1) 応募要件を満たしていないまたは喪失したとき
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
- (4) あらゆる事項について、業務の履行に支障が生じると判断されるとき
- (5) 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき
- (6) その他、村長により協定の締結が適当でないと判断されるとき

4 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本事業の遂行に必要な関連知識を十分理解しているとともに、事業を的確に遂行するに足る能力・組織・人員等を有していること。
- (4) 沖縄県内に事業所があり、近隣市町村においてもシェアサイクル事業を展開し、村内移

動に留まらず、村内外へシェアサイクルを行うことが可能な者であること。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。

5 参加申込手続き方法等

(1)参加申込書の提出

参加希望者は、公募型プロポーザル実施要領に基づき、参加申込書及び資料(以下「参加申込書等」という。)を提出してください。なお、期限までに参加申込書等を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められたものは、このプロポーザルに参加することができません。

●提出書類

- ①参加申込書(様式第1号) ※原本は郵送ください。
- ②業務実績書(様式第2号)
- ③業務実施体制(様式第3号)

(2)参加申込書の提出期限等

- ①提出期限 令和3年9月17日(金)午後3時まで
- ②提出方法 提出書類をPDF化し、電子メールにて提出してください。その際、件名については【参加申込】(事業者名)シェアサイクルとしてください。
- ③提出先 〒901-2493 沖縄県中城村字当間585番地1
中城村役場 企画課企画調整係
担当:新屋敷 TEL098-895-2138
FAX098-895-3048
E-mail:koutatu@vill.nakagusuku.lg.jp

※メール送付後、受信確認のため電話でお問合せをお願いします。

(3)質問について

- ・様式第4号の質問/回答書に、質問内容についてわかりやすく記載し、電子メールにて(件名:【質問書】(事業者名))送付してください。なお、質問の受付期間は9月17日から9月22日までとし、受付期間後の質問や指定された方法以外での質問は受けません。
- ・回答は提出された質問事項に対する回答を取りまとめ、9月22日を目途に参加者全員にメールにて送付します。その際、質問者の名称等は公表しません。

(4) 企画提案書及び見積書提出期限

- ①提出期限 令和3年9月27日(月)午後3時まで
- ②提出方法 正本1部、副本6部とします。なお、正本には商号又は名称、代表者氏名の記入及び社印を押印したもの、副本は正本の写しで、商号又は名称、代表者指名の記入及び社印を押印していないものとし、作成した事業者がわからない形で、上記担当者へ郵送又は持参のうえ提出してください。
見積書は積算基準を明確にしたうえで、最後のページに添付ください。

6 審査等について

審査については、中城村が設置する選定委員会において、企画提案書を評価の上、合計点数が最も高い1者を決定します。ただし、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を決定せず、再度選定を行う場合があります。

(1) 審査の方法及び留意事項

- ・企画提案者の提案については、書面審査のみとし、プレゼンテーション、ヒアリングによる審査は実施しません。なお、企画提案者が1社の場合においても、適切に審査させていただきます。
- ・合計点数が最高得点を得た者を委託候補者とし、2番目に高い得点のものを次点者として特定します。
- ・評価及び採点に関する異議は受けません。
- ・審査項目は別表のとおりとします。なお、得点の開示は行いません。

【注意事項】

- ・提出書類は日本工業規格によるA4判の規格(横書きポンチ絵)とし、5枚以内とします。
- ・専門知識を有しないでも理解できるよう、わかりやすい表現に努めてください。
- ・仕様書に基づきシェアサイクル事業をどのように展開するのか、明確に記載してください。

7 その他

- (1) 企画提案書作成、提出に要する費用は、参加者の負担とします。
- (2) 企画提案書は、選定以外に無断で使用しません。また、企画提案書等提出書類は返却しません。
- (3) 見積書記載金額については、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、見積者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

審査項目		審査の観点
仕様書記載事項	事業運営の基本方針	業務目的を理解し、明確な事業展開を図れるか
		シェアサイクル事業に関する実績や運営ノウハウを有しているか
		運営体制は組織化され、適切な対応が図られるか
	運営及び利便性	シェアサイクルにおける他市町村との交流人口を創出させることができるか
		利用者促進へ向け、どのような取組みを行うか
		利用登録は容易で、多くの利用者を獲得できるか
		自転車の偏在に対し、どのように再配置を行うか
		違法駐輪を防ぐため、どのような対策を実施するか
		村所有自転車をどのように管理を行うか
		バッテリー切れ対策はどのように行うか
	個人情報及び緊急時の対応	個人情報の管理方法及び管理体制は適正か
		事故及び自然災害等の対応窓口、体制、問合せ等はどのようになっているか
	その他	契約額
独自提案		効率よい仕組みづくりが提案されているか
提供可能データ		シェアサイクル事業の効果検証を図るために、どのようなデータ提供が可能か